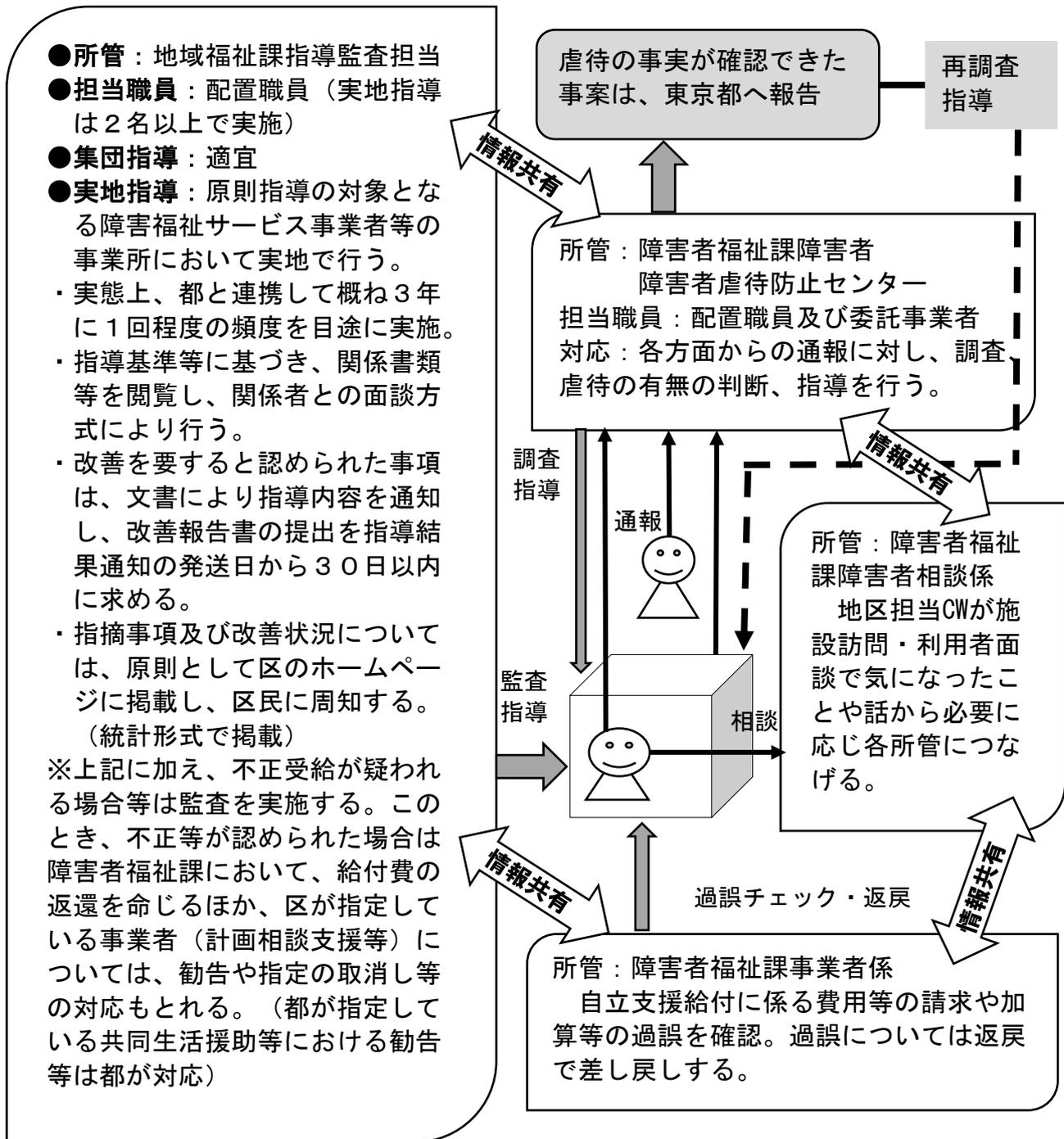


事業者に対する適切な運営の指導等について（墨田区内の事業所の例）



【補足】

- ・集団指導、実地指導及び監査については、指定権者における対応も前提とされていることから、区とは別に東京都においても同様の対応が図られます。（所管：東京都福祉局指導監査部）
- ・また、東京都が指定権を持つ指定障害福祉サービス事業に対する勧告や行政処分は、東京都のみ実施可能です。（所管：東京都福祉局障害者施策推進部）